

## (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野県厚生農業協同組合連合会が運営する、北信総合病院老人保健施設もえぎ（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）事業の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 指定訪問リハビリテーション等は、利用者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護者等」という。）となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「個別援助計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 前項のほか「長野県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)」及び「長野県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24長野県条例第52号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第4条 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 北信総合病院老人保健施設もえぎ
- (2) 所在地 長野県中野市大字吉田123-1

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤1人)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 従事者の職種及び員数

- ① 医師 1名以上 (常勤1名以上)

医師は、訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行う。

- ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示並びに個別援助計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（概ね1ヶ月前に周知を図る）を除く。

- (2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション等は、次の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、個別援助計画等に沿って実施するものとする。

- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、個別援助計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

- (4) 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

(利用料等)

第9条 利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 前項の費用または前項以外の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、中野市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第11条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
3. 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められた時は、これを提示するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第12条 指定訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会の（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
4. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

#### (従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

#### (虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (記録の整備)

第17条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 個別援助計画等
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県厚生農業協同組合連合会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から変更実施する。

この規程は、令和5年12月1日から変更実施する。